

第 9 章 方法書についての意見と都市計画決定権者の見解

9.1 方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第八条に基づく環境影響評価方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見（方法書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解を表 9.1-1（P9-1～2）に示す。

表 9.1-1(1)方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般	沿道事業所への被害が予想される場合は、関係部門との密なる情報交換や対策（事前、事後）をお願いしたい。また、風評被害について、広報宣伝、学校教育、観光事業による対策・支援についてもお願いしたい。	沿道事業所への影響については、事業着手後に被害が予想される場合、情報の開示や各種対策の実施を検討する。また、風評被害のおそれが生じた際は、対策・支援を検討する。
大気質、騒音、振動、低周波音	沿道事業所への影響が懸念されることから、粉塵等の実態調査（道路貫通前と後の比較・予想、観光や産業政策部門との連携調査）について、関係部門との密なる情報交換や対策（事前、事後）をお願いしたい。	粉じん等の影響については、P12.1-50 及びそれ以降の頁に示すとおり、工事の実施に伴う建設機械の稼働に係る粉じん等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等について調査、予測及び評価を実施した。事業の実施にあたっては、P12.1-60 及びそれ以降の頁に示すとおり、作業方法への配慮、散水、工事用車両の洗車及び工事の分散の実施により沿道環境への配慮を行う。なお、道路供用後は、粉じんの影響はほとんど生じないと考えられるが、影響が生じた際は、対策等の実施を検討する。
動物、植物、生態系	上伊那教育会関係の教師の方々、自然保護団体（日本野鳥の会・日本自然保護協会など）や愛好家による任意団体などの構成員、信州大学農学部最新の調査研究など、地域の専門家や愛好家からの聞き取り等の情報収集を希望する。	動物、植物、生態系の調査、予測及び評価にあたっては、当該地域に精通した有識者等への聞き取りを実施し、調査、予測及び評価の手法等について助言を受けた。助言の内容と助言を受けた検討・反映結果は P11-27 及びそれ以降の頁に示した。

表 9.1-1(2)方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	「天竜川上流の主要な」シリーズ及び「東春近清水川生き物調査」による、さらなる地域における現状調査記録の有効活用を希望する。特に、「東春近清水川生き物調査」では、スナヤツメ等の重要魚類の記録がある。	動植物の現地調査の実施にあたっては、P4-47及びそれ以降の頁に示す「天竜川上流の主要な」シリーズ（平成7～10年度の河川水辺の国勢調査結果）の更新調査結果である「平成17～24年度の河川水辺の国勢調査の調査結果」及び「東春近清水川生き物調査」等の既往資料による調査結果を参考にした。また、既往資料による調査結果は、P12. 9-15及びそれ以降の頁に反映させた。既往資料による調査結果として、カヤネズミ、コサギ、スナヤツメ類、タイコウチ、アギナシ等の重要な種の生息・生育情報が得られた。
	動物種の調査期間として、特に早春から盛夏に至る期間は毎月の調査実施を希望する。鳥類の3月～6月頃までの繁殖期や昆虫類の4月～8月頃までの羽化・発生期は欠かせない。貴重な水系や河岸段丘林を対象にするなどポイントを絞った計画立案を願う。	動物に関する現地調査は、平成27年から平成29年にかけて行った。調査時期は、P12. 9-11及びそれ以降の頁に示すとおり、春・夏・秋・冬の4季を基本として設定した上で、鳥類の繁殖期として4, 7月に、昆虫類の羽化・発生期として4, 5, 7, 8月に調査時期を設定する等、確認適期を逃さないよう配慮した。また、P12. 9-2に示すとおり、貴重な生息域と考えられる水系や河岸段丘林においても無人撮影調査による、ポイントを絞った調査を実施した。
	昆虫類トンボ種に関して、流水系（川）の調査に合わせて止水系（湿地・池・堤など）環境の調査実施と記録を希望する。伊那市内の計画路線においては、大沢川・清水川・堂沢川でアオハダトンボ、大沢川でサナエトンボ類（ミヤマサナエ、オナガサナエ、コオニヤンマなど）を始めとする多様なトンボ種が記録されている。調査の結果、重要な動物種に関しては計画路線による影響・予測評価を行い、影響を最小限に抑えられる工法・工程を選択するよう希望する。	昆虫類は、P12. 9-12に示すとおり、任意観察調査及びトラップ調査を平成28年7月の夏季、8月の初秋季、9月の秋季、平成29年4月の春季及び5月の初夏に実施した。このうち、トンボ種については、P12. 9-5及びそれ以降の頁に示すとおり、流水系及び止水系について、昆虫類調査及び底生動物調査において確認・記録した。現地調査の結果、P12. 9-30に示すとおり、トンボ類の貴重種としてホソミイトトンボ、モートンイトトンボ、アオハダトンボが確認され、このうち、予測地域内で確認されたホソミイトトンボ、モートンイトトンボ及びアオハダトンボについて、P12. 9-54及びそれ以降の頁に示すとおり、事業実施による影響について予測及び評価を実施した。P12. 9-148及びそれ以降の頁に示すとおり、重要な動物種の生息及び生息環境への影響を回避または低減することを目的とし、環境保全措置を実施することとした。
	ナゴヤダルマガエルおよびトノサマガエルとの交雑種について十分な調査と、調査結果次第では交雑回避の対策を立案する必要がある。	P12. 9-23に示すとおり、トノサマガエルは現地調査で確認されたものの、ナゴヤダルマガエルは現地調査で確認されなかったことから、調査地域において交雑の可能性は極めて低いものと考えられるため、回避対策の立案は行っていない。

9.2 方法書について長野県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項に基づく環境影響評価方法書についての長野県知事の意見と都市計画決定権者の見解を表9.2-1（P9-3～7）に示す。

表 9.2-1(1)方法書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	伊那谷は日本の典型的な河岸段丘地形であり、斜面林が発達した段丘崖は地形地質の観点のみならず、景観、貴重な植物の生育地及び動物の移動経路として非常に重要である。今後の環境影響評価の実施にあたっては、こうした点を十分に認識の上、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、段丘崖への影響を極力回避低減するよう努めること。	段丘崖への影響については、地形・地質、動物、植物、生態系及び景観において、調査、予測及び評価を行い、P12. 7-1 及びそれ以降の頁にそれぞれ示した。なお、事業の実施にあたっては、段丘崖への影響を回避、低減するため、工事の実施及び道路の存在における地形改変の最小化、工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用、移動経路の確保並びに法面等の緑化の配慮を行う旨、P12. 7-12 及びそれ以降の頁に示した。
	準備書においては、今後決定する具体的なルートや切土や高架等の道路構造を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。また、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で技術委員会に報告し、調査地点や調査方法について助言を受けるよう努めること。	具体的なルートや切土や高架等の道路構造が決定した平成29年2月及び平成29年6月に長野県環境影響評価技術委員会に報告し、委員会において得られた助言を踏まえ、第12章(P12. 1-1及びそれ以降の頁)に示すとおり、適切に調査、予測及び評価を実施した。
	準備書においては、予測条件や予測式とその出典など予測評価の根拠を明確に示すとともに、新たな科学的な知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。	予測条件や予測式などの予測評価の根拠については、第12章の各環境影響評価項目における予測の手法(P12. 1-16 及びそれ以降の頁)、基準又は目標・参考値との整合性の評価(P12. 1-47 及びそれ以降の頁)に示した。予測及び評価は、最新の科学的知見を踏まえて実施した。
	準備書においては、主務省令に基づく記載だけでなく、専門用語に係る注釈や定義の明確化、コンターを用いた表現の活用等により、住民に対してより分かりやすい図書となるよう努めること。	専門用語に係る注釈や定義の明確化(P3-1 及びそれ以降の頁)、コンターを用いた表現の活用(資料編 2. 2-2 及びそれ以降の頁)により、住民に対してより分かりやすい図書となるよう努めた。
	準備書においては、事業の目的について、地域の幹線道路の状況や救急車両の交通網の変化をより丁寧に記載するとともに、現状の交通量と計画交通量との比較等により、道路の整備効果を分かりやすく説明すること。	地域の幹線道路の状況、救急車両の交通網の変化及び道路の整備効果については、P3-2 及びそれ以降の頁に示した。
事業計画		

表 9.2-1(2) 方法書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動	宮田村中越地区など、ルート帯内において住居等がまとまって存在する地域について、具体的なルートや道路構造を勘案の上、大気質、騒音、振動の調査、予測及び評価の対象とすることを検討すること。	大気質、騒音、振動については、P12. 1-2 及びそれ以降の頁に示すとおり、住居等の位置を考慮した上で調査・予測地域を選定し、調査、予測及び評価を実施した。また、宮田村中越地区は、トンネル構造で通過し、大気質、騒音、振動の影響は小さいものと考えられるものの、沿道に住居等が存在することから予測及び評価を行った。
	工事による通行規制に伴う迂回車両により周辺環境に影響を与えるおそれのある路線については、大気質、騒音、振動について、調査、予測及び評価の対象とすることを検討すること。	工事の実施にあたっては、通行規制による迂回車両の迂回路への流入を極力抑制するよう、既存道路の通行の確保や代替路の確保に努めるものとし、迂回車両による新たな環境影響が生じないように配慮する。
水象	水象（地下水）の調査については、段丘を通過し、切土が生ずる可能性が高い区間を予測・評価対象とし、切土施工箇所から 500m 範囲を地下水への影響が及ぶ可能性がある範囲として設定すること。また、各区間において、既存井戸の利用状況を確認するとともに、その結果を踏まえて、地下水の流向を把握するのに十分な数の観測井を設けること。	水象（地下水）の調査については、P12. 6-17 及びそれ以降の頁に示す。ルート検討段階で、段丘を通過して切土が生じる区間は宮田村の 1 地域のみとなったため、その 1 地域について予測・評価を行った。現地調査は、切土工により掘削が予定されている宮田村及び伊那市の周囲 9 箇所に観測井戸を設置し、平成 28 年 8 月から平成 29 年 9 月にかけて、地下水分布及び地下水の流向等が十分把握できるよう水位等の調査を実施した。調査地点は P12. 6-19 に示すとおり、地下水の流向を的確に把握できる地点として、計画路線の西側は切土から概ね 500m までの範囲、東側は天竜川までの範囲に設定した。なお、調査地域周辺の既存井戸の分布を把握したが、いずれも計画路線より 500m 以上離れていたため、既存井戸を調査地点として選定しなかった。
	農業用水路について、主要な水路の状況を把握するとともに、工事の実施により農業用水への影響が懸念される場合は、流量変化等による利水への影響について予測及び評価を行うこと。	農業用水路については、P12. 6-9 及びそれ以降の頁に示すとおり、取水口の状況と主要な水路の状況について把握し、P12. 6-14 及びそれ以降の頁に示すとおり、河川の流量への影響について予測及び評価を実施した。当該事業計画は、農業用水路の改変を行わず、機能の確保に努める計画としていることから、流量への影響はないものと評価した。流量への影響がないことから、流量変化等による利水への影響はないと考えられる。

表 9.2-1(3)方法書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	当該地域を流れる河川では、希少な動植物が多く確認されており、特に希少なトンボ類が生息する可能性があることから、そうした点にも留意して調査地点を設定するとともに、生息が確認された場合には十分配慮すること。	トンボ類は、幼虫の確認及び羽化時期に十分留意して調査を実施し、P12. 9-30 に示すとおり、重要な種としてホソミイトンボ、モートンイトンボ、アオハダトンボを確認した。予測評価については、P12. 9-45 に示すとおり、確認された 3 種について実施した。
	動物及び植物の調査時期について、昆虫の発生時期や植物の同定可能な時期等に係る専門家等の意見を踏まえた上で、対象種に合わせた適切な時期に調査を実施すること。	動植物の調査にあたっては、P11-27 及びそれ以降の頁に示すとおり、調査に先立ち、調査の手法について専門家の意見を伺った。また、調査時期は、P12. 9-11 及びそれ以降の頁に示すとおり、春・夏・秋・冬の 4 季を基本として設定した上で、既往資料による確認種を参考とし、昆虫類においては羽化・発生期として 4, 5, 7, 8, 9 月に、植物の開花・結実期である 5, 6, 7, 8, 9 月に調査時期を設定する等、適切な時期に調査を実施した。
	オオムラサキの食草であるエノキ等の群落地について、準備書において重要な生息地として位置付けることを検討すること。	エノキ等の群落地については重要な植物群落等に選定していないが、オオムラサキを当該地域の生態系を指標する種としたことから、P12. 10-18 及びそれ以降の頁に示すとおり、ケヤキ二次林といったエノキ等を構成種とする群落の分布を植生調査において調査を実施し、P12. 11-5 及びそれ以降の頁に示すとおり、樹林地として生息基盤の縮小・消失、質的变化の程度について予測を実施した。
	植物種や植生の調査について、段丘崖の斜面林のほか、丸石河原の河川敷など希少種が多く生育する場所や希少なチョウ類の食草の生育場所を重点的に調査すること。	植物の現地調査では、段丘崖の斜面林のほか、丸石河原の河川敷等、希少種が多く生育する場所や希少なチョウ類の食草の生育場所を重点的に調査し、これらの環境における植生及び代表的な植物種の生育状況について、調査結果として、P12. 10-8 に示すとおり示した。

表 9.2-1(4)方法書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	ナゴヤダルマガエルやトノサマガエルなどの両生類は、河川よりも小規模な用水路に生息していることが多いので、そうした点にも留意して調査地点を設定すること。	両生類の調査は、大河川とあわせて小河川、水田及びその周囲に用水路についても実施し、これらの環境の分布状況を調査結果として、P12. 9-23 に示すとおり示した。現地調査ではトノサマガエルを含め 8 種の両生類が確認された。なお、ナゴヤダルマガエルは確認されなかった。
	トンボ類については、種ごとに生息環境が異なるため、それぞれの環境ごとに上位性・典型性・特殊性の観点から具体的な種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、特殊性の観点からは、チョウ類のミヤマシジミやクロツバメシジミの選定についても検討すること。	生態系におけるトンボ類の分類は、P12. 11-6 に示すとおり、農耕地でアジアイトトンボ、河川（疎林・草地）でホソミオツネントンボ、河川（開放水域）でオナガサナエをそれぞれの生態系を指標する種として選定した。また、チョウ類のミヤマシジミについては、現地調査にて確認されていることから、河川に係る注目種・群集として選定した。一方、クロツバメシジミ（東日本亜種）については、P12. 9-49 に示すとおり、現地調査で確認されているものの予測地域外での確認であること、既存資料に具体的な位置情報が示されていないことから、予測及び評価の対象種に選定しなかった。なお、上位性・典型性・特殊性の観点での注目種の抽出の考え方については、P4-97 及びそれ以降の頁に示すとおりである。
	生態系の調査の手法について、事後調査において多様性指数及び類似度指数を用いた解析が可能となるよう、場所を決めた定量的調査手法の実施を検討すること。	生態系での調査・予測及び評価は、確立された手法として、「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第 714 号」（平成 25 年 3 月 国土技術政策総合研究所）に基づいて実施した。具体的には、P12. 11-1 及びそれ以降の頁に示すとおり、生態系の種間関係において上位性・典型性・特殊性の観点から指標となる種を注目種として選定し、注目種の生息・生育状況及び生息・生育基盤の状況を把握した上で、対象道路事業の実施による注目種の生息・生育への影響の程度を把握し、種間関係にある動植物種への影響を通して生態系への影響を定性的に予測評価した。なお、事後調査の内容については、P12. 11-35 に示すとおりである。

表 9.2-1 (5) 方法書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
人と自然との触れ合いの活動の場	三峰川サイクリングロード等について、工事中における交通制限などにより影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行うこと。	計画路線は、三峰川サイクリングロードと一部重複することから、三峰川サイクリングロードは、工事中において交通制限などの影響を受けるおそれがあるものとし、工事施工ヤードの設置を影響要因に追加し、P12. 13-1 及びそれ以降の頁に示すとおり、調査、予測及び評価を実施した。
	三峰川榛原公園及び河原町せせらぎ公園について、人と自然との触れ合い活動の場としての利用状況を確認し、調査、予測及び評価の対象に加えることを検討すること。	人と自然との触れ合いの活動の場については、P12. 13-1 及びそれ以降の頁に示すとおり、計画路線から 500m までの範囲を影響範囲とし、調査、予測及び評価を実施した。三峰川榛原公園は計画路線から 500m 以内の範囲に位置するため、調査、予測及び評価の対象としたが、河原町せせらぎ公園は計画路線から 500m 以遠に位置するため、調査、予測及び評価の対象としていない。
文化財	伊那市内の古墳群について、分布の状況を把握すること。また、土木工事等により遺構等に影響を及ぼす可能性がある場所については、市村の文化財保護部局と協議の上、必要に応じて試掘調査等を行うこと。	伊那市内の古墳群の分布状況については、P12. 14-15 及びそれ以降の頁に示すとおり、調査、予測及び評価を実施した。環境保全措置に採用した試掘・確認調査及び発掘調査の実施については、P12. 14-20 に示すとおり、事業実施段階で関係機関と協議の上、文化財保護法に基づき実施するものとしており、狐塚遺跡、狐塚上遺跡（以上、宮田村）、駒ヶ原、洞古墳群（以上、伊那市）で本調査を予定している。それ以外の箇所では、直接改変の有無に関わらず、今後関係機関と協議を行った上で、必要に応じて試掘調査を行う。

■用語の説明■

事後調査：対象道路事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査。

第 10 章 準備書についての意見と都市計画決定権者の見解

10.1 準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十八条第一項に基づく環境影響評価準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見（準備書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解を表 10.1-1（P10-1～3）に示す。

表 10.1-1(1) 準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音	接続道路の接続位置である宮田村大田切地区の住宅密集地に信号が設置されれば、多くの車両が常時停止・発進し、伊駒アルプスロード本線及び接続道路に勾配があるため、発進車両がエンジンを吹かし、騒音問題、排気ガスによる被害が甚大である。この道路は不要なものであるが、新設するのであれば松の原工業団地からの進入路と接続交差が地域住民への影響を最小に抑えられる方策として路線の設計変更を求める。	接続道路は、周辺環境への影響、住宅への影響、宮田市街地への接続性を考慮して位置を選定している。騒音、大気質について、方法書に基づいてそれぞれ予測評価を行い、当該箇所が環境基準又は目標値以下になることを確認している。提案の位置への変更は、伊那谷特有の田切地形である「段丘」を含む地形改変の影響が大きく、宮田市街地への接続距離も長くなるため、現案の道路の位置が最適と考えている。
大気質、騒音、振動	交通により騒音や公害の発生が懸念される。 伊那市原新田の(一)沢渡高遠線交差点付近では、調査において一部に騒音の環境基準を超えるところがあることから、特に配慮してほしい。	大気質、振動は全線で環境基準又は参考値を下回っており、騒音については、環境基準を超過している伊那市原新田区においては低減措置を図ることにより、環境基準以下になると予測している。また、事業による環境影響の状況を把握する調査を行い、著しい環境への影響が生じた場合は、適切な保全措置を講じる。
大気質、騒音、日照障害、景観	宮田村大田切における道路構造が直壁嵩上式や盛土嵩上式では、近隣住民に与える圧迫感、通風性の無さからくる不快感、現在ある眺望の障害、地域の分断感が生じてしまい絶対に容認できない。特に道路北側に居住する住民や道路北側で田畑を耕作する者にとっては、日照障害、通風性、騒音や排気が籠るなどの重大な影響が考えられる。このため、道路構造は直壁嵩上式や盛土嵩上式ではなく、高架橋式とすべきである。	道路構造形式は、経済比較から直壁構造、盛土構造を選定している。景観、日照障害、騒音、大気質について、方法書に基づいてそれぞれ予測評価を行っている。日照障害、騒音及び大気質については環境基準又は目標値以下となることを確認しており、景観については環境保全措置を講じることで環境への影響を低減する。また、大気質、騒音については事業による環境影響の状況を把握する調査を行い、著しい環境への影響が生じた場合は、適切な保全措置を講じる。なお、構造物の設計に当たっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進める。

表 10.1-1(2)準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象	農地分断後の円滑な維持管理を考慮し、側道両脇に農業、用水路、排水路を取付けてほしい。農業用水路を確保してほしい。	農業用水路及び排水路は、付け替えにより機能回復を図る。
日照障害	宮田村大田切における2階の日影時間が指標以内とされているが、近隣で1階に居住している者や田畑を耕作している者にとっては容認できない。	日照障害の予測評価手法は、技術手法※に則っており、技術手法中に記載のとおり、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設省計用発第4号）の別表を参考となる指標とし、住居を予測評価の対象としている。 また、現地の状況から、都市計画区域の「第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち土地利用の状況が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域」に相当すると考え、その指標が2階での日影時間であることから、2階を予測評価の対象としている。
	伊那市原新田の(一)沢渡高遠線交差点の周辺には民家が多く点在するため、日照障害がないよう、配慮してほしい。	日照障害の影響について、評価書第12章P12.8-8に記載のとおり、計画道路高が高い橋梁・高架部における日照障害の予測が指標以内であると予測していることから、計画道路高が橋梁・高架部より低い当該交差点周辺において日照障害は生じない。
動物	自然環境のみならず、動物の生態にも影響があると思うため、現状に近い高さの道路としてほしい。	動物についても、影響を予測しており、環境保全措置の実施により、生息・生育基盤及び種の生息・生育が保全されと考えている。 事業の実施に当たっては、改変区域を極力少なくし、生息・生育保全環境への影響を低減する他、移動経路の機能を確保することで、移動能力の大きい動物に対する生息への影響を低減する。
景観	選定された主要な眺望点では、改変はないと予測されているが、選定された地点に限らなければ、宮田村大田切区内を高架で通過すれば近隣住民にとっては景観が大きく改変されてしまい、影響は大きい。このため、平面交差道路を強く要望する。	太田切川の渡河部前後の計画は、道路構造令で定められた縦断勾配を基本に、冬期の凍結によるスリップ防止、国道153号現道の通行を確保できる高さも考慮しながら、宮田村区間の高さを極力抑えた計画としている。 景観について、主要な眺望点からの眺望景観の変化の予測評価を行い、デザイン・色彩の検討により影響を低減することとしている。なお、橋梁の設計に当たっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進める。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土技術政策総合研究所資料第714号）

表 10.1-1(3)準備書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
景観	伊那市富県における景観（中央アルプスや南アルプス、田園風景等）保護のため、道路高を現状に近い高さ又は既存道路と高低差がない平面交差にしてほしい。	伊那市富県地区の計画道路高は、計画区間全体の走行性及び安全性に配慮し、可能な限り緩やかな縦断勾配としながら、地域の既存道路を函渠等で交差させることに配慮して決めている。 当該道路南東の主要な眺望点からの景観資源の眺望は阻害しないと予測評価しているが、計画路線全体において、法面等の緑化や道路附属物の形状、デザイン、色彩の検討により、新設する道路を可能な限り周辺景観に調和させることで、影響を低減することとしている。 なお、道路設計に当たっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進める。

10.2 準備書について長野県知事の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十条第一項に基づく環境影響評価準備書についての長野県知事の意見と都市計画決定権者の見解を表10.2-1（P10-4～8）に示す。

表 10.2-1(1)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般、事業計画	事業による大気質、騒音、振動、水象、日照障害、動植物及び景観への環境影響について、最大限回避・低減するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧の説明すること。	事業による大気質、騒音、振動、水象、日照障害、動植物及び景観への影響について、事業実施段階において最大限回避・低減を図るとともに、環境保全措置等に関して住民への丁寧な説明に努める。
	事業による環境影響を把握するために、大気質、騒音、振動、水象、動植物等について事後の調査を実施することとし、その方法、内容等を明らかにすること。また、調査結果を県に報告するとともに、環境影響が認められた場合等においては、追加の環境保全措置等を講じること。	事業実施段階で示す事後調査計画において、事後の調査の方法、内容等を明記する。また、調査の結果を県に報告するとともに、環境影響が認められた場合は、必要な環境保全措置を講じる。
	評価書において、事業による環境影響が分かるよう、定量的な予測結果の記載に当たっては、現況値や寄与率などを併記すること。	大気質の予測結果において、寄与率をP12.1-45及びそれ以降の頁に追記した。 騒音の予測結果において、事業による影響が分かるようP12.2-68に現況値とΔL（工事車両による騒音レベルの増分）を併記した。 振動の予測結果において、事業による影響が分かるようP12.3-38に現況値とΔL（工事車両による振動レベルの増分）を併記した。
	ハザードマップや揺れやすさマップ等の災害に関する情報を収集し、事業に係る災害対策及び防災効果について評価書への記載を検討すること。	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域等の災害に関する情報を収集した。事業に係る災害対策及び防災効果について、土砂災害警戒区域等の位置及び浸水想定区域の位置の重ね合わせた図を資料編第1章に記載した。
	搬入する土砂について、汚染防止の考え方を評価書に記載すること。	計画路線は、事業実施区域外から盛土材の搬入が必要となることから、搬入する土砂について汚染防止の考え方をP3-35に記載した。
	事業の実施に当たっては、環境保全の見地からの住民及び関係市村の意見等に十分配慮すること。	事業実施に当たっては、住民及び関係市村と協議を行い進める。

表 10.2-1(2)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
騒音	遮音壁の設置による騒音の低減効果等について、具体的な計算結果を評価書に記載すること。	遮音壁の設置による騒音の低減効果等については、(社)日本音響学会の「ASJ RSJ-Model 2013」による道路交通騒音の予測式を用いて計算した。具体的な計算結果を資料編第 11 章に記載した。
水象	事業実施区域の周辺における個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、地下水流向等について精度を高めて把握すること。また、地形・地質構造を考慮の上、地下水への影響について、最大限回避・低減がなされる工法を検討し、当該工法により工事を行うこと。また、事後の調査において、地下水に影響が認められた場合は、必要な環境保全措置等を講じること。	事業実施段階において事業実施区域の周辺における個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、地下水への環境影響を最大限回避、低減する工法を検討するとともに、事業実施段階で影響の有無の確認を行い、影響が認められる場合は、必要な対策を講じること。P12. 6-34 に記載した。
	通水工法について、先行事例等を用いて概要を示し、地下水への影響を最大限回避・低減する工法を検討すること。また、具体的な工法が決定した段階で、住民に対して丁寧な説明を行うとともに、事後の調査を実施し、必要な環境保全措置等を講じること。	通水工法について、概要を資料編第 5 章に示し、地下水への環境影響を最大限回避、低減する工法を検討することを P12. 6-34 に記載した。また、工法が決まった段階で、住民への丁寧な説明に努めるとともに、必要に応じて事後調査を実施し、環境保全措置を講じる。
	地下水の流向の調査結果について、その根拠を正確にわかりやすく評価書に記載すること。	地下水の流向は、複数の調査地点の調査結果より地下水位の等高線を作成しその等高線より推定した。推定結果を P12. 6-25 及びそれ以降の頁に記載した。
動物、植物、生態系	オオムラサキ、ミヤマシジミ等について、個体及びその食草に係る改変量又は改変率を整理し予測評価すること。また、生息環境が事業によって消失する場合、食草、周辺に生息する幼虫及び卵を他の生息場所に移す等の環境保全措置を講じること。	オオムラサキ及びミヤマシジミについて、個体及びその食草の改変量及び改変率を整理し予測評価した結果を資料編第 6 章に記載した。 オオムラサキの幼虫の主な食草であるエノキ及びエゾエノキは、事業によって一部が消失すると考えられるため、専門家の意見を聞き、食草、幼虫及び卵を他の生息場所に移す等の環境保全措置を講じる。

表 10.2-1(3)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	ミヤマシジミについては、地元の団体が独自の調査を行っていることから、データの提供を受けて事業による影響を確認し、状況に応じて追加の環境保全措置の検討を行うこと。	事業実施段階において、地元の団体からミヤマシジミに関するデータ提供を受けて事業による影響を確認する。また、必要な場合は追加の環境保全措置を講じる。
	現地調査で確認されているヒゲナガワトビケラの幼虫は、地域の文化として食用に供されていることから、生息環境への影響を最大限回避・低減すること。	事業実施段階において、生息地や漁獲区域を確認し、生息環境への影響を最大限回避・低減するよう努める。なお、事業実施に当たっては、P12. 11-32 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じることにより、生息環境の保全に努める。
	ゲンジボタル及びヘイケボタルについて、道路照明の漏れ出しによる影響を定量的に把握し、必要な環境保全措置を講じること。また、水路の付替え工事等によってこれらの種の生息環境が悪化しないよう十分配慮すること。	事業実施段階において、道路照明の設置位置や種類などを検討し、定量的な把握を行い、必要な環境保全措置を講じる。また、水路の付替えに当たっては、生息環境に配慮して工事を行う。
	ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミについて、調査地域内における確認情報があることから、情報収集し、予測評価すること。また、ツチガエル及びトノサマガエルを含め、必要な環境保全措置を講じること。	ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミについて、生態系における「地域を特徴づける生態系に及ぼす影響」として予測評価を行い、P12. 11-5 及びそれ以降の頁に記載した。また、ツチガエル及びトノサマガエルは、P12. 9-147 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じることにより生息環境が保全されると予測評価しているが、P12. 9-148 に記載したとおり、必要に応じて専門家の意見を聞くこととする。
	猛禽類への影響について、高利用域と事業実施区域との具体的な距離等を評価書に記載し、評価の上、必要な環境保全措置を講じること。	猛禽類について、高利用域と計画路線との関係性を P12. 9-67 及びそれ以降の頁に記載した。P12. 9-147 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じることにより生息環境が保全されると予測評価した。
	事業実施区域において生育数の少ないイヌハギ、ミクリ属の一種について、生育環境、近接する湿生環境の保全に配慮した環境保全措置を検討するとともに、事後の調査対象に含めるよう検討すること。	事業実施に当たって、P12. 10-46 に記載のとおり、「工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用」により、イヌハギ及びミクリ属の生育環境への影響を低減する。また、事業実施区域外に存在する生育地にも十分注意するよう努める。 事業実施段階で専門家の意見を聞き、必要な場合は工事中等のモニタリング調査の対象とする。

表 10.2-1(4)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	生態系の予測評価においては、環境単位の改変量を整理し、影響を評価すること。また、バイナリーデータによる類似度係数等を用いた定量的評価を事後の調査として実施することを検討すること。	動物の主な生息基盤の変化の程度について、樹林地等の生態系区分毎の面積及び改変率等を予測し、資料編第6章に示した。また、生態系への影響の把握に当たって、バイナリーデータによる類似度係数等を使った評価手法の適用について検討する。
	法面等の緑化に在来種を用いる等の外来種対策を講じるとともに、その旨を評価書に記載すること。	法面等の緑化における外来種対策について、P3-35 に記載した。
景観	天竜川周辺など高い盛土を行う箇所について、予測評価地点として選定しなかった理由を、評価書において記載すること。また、大久保地区の予測評価地点について、当該地点を選定した理由を明記すること。	天竜川周辺は高い盛土であるが、集落や人家等が周囲に存在しないため、P12. 12-1 に記載したとおり、調査対象から除外した。 身近な眺望点として、通行が多い県道付近を視点場とし、宮田村景観計画における田園区域を示す写真に示され、水田・集落への影響を評価できる大久保地区を選定していることをP12. 12-4 へ記載した。
	大久保発電所からの眺望は、宮田村を象徴する田園風景の眺望であることから、主要な眺望点として選定し、予測評価を行うこと。	宮田村を象徴する田園風景の主要な眺望点として、P12. 12-2 及びそれ以降の頁に示すとおり大久保発電所からの眺望景観の予測評価を行った。
	フォトモンタージュについて、事業が景観に与える影響を適切に把握できる地点から作成するとともに、実際の視認景観に近い画角で撮影したものも示すこと。	実際の視認景観に近い画角として計画路線付近を拡大したフォトモンタージュを資料編第9章に記載した。
	景観資源である河岸段丘について、段丘崖の直接改変が景観に与える影響の予測結果をイメージ図等を用いて丁寧に示すこと。	段丘崖の直接改変が資源の価値を大きく損なうものではないとする予測結果を補足するためのイメージ図を資料編第9章に記載した。
	伊那市、駒ヶ根市及び宮田村において策定されている景観計画に基づき、地域特性を踏まえた道路構造や色彩等となるよう、各市村と十分協議し景観保全を図ること。	景観の保全に当たって、P12. 12-45 に示すとおり、各市村で策定している景観計画に沿って色彩等の検討を行うこととしている。地域特性を踏まえた道路構造や色彩等となるよう、各市村と十分協議し、地域特性を踏まえた道路構造や色彩とする。

表 10.2-1(5)準備書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
景観、人と自然との触れ合い活動の場	三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差部について、ボックスカルバートとした場合の景観資源への影響をフォトモンタージュを用いて予測評価し、快適性への影響を最大限回避・低減すること。	三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差部について、フォトモンタージュを資料編第9章に記載した。 人と自然との触れ合いの活動の場としての快適性への影響について、P12. 13-22 に示すとおり、一部風景に変化が生じるが、堤防上からの眺望ではスカイラインの切断が生じないこと、設置を予定するボックスカルバートは断面が大きくなることから、重大な圧迫感が生じず、かつ雰囲気を阻害する区間が部分的であるため、快適性の変化は小さいと予測評価した。また、影響を最大限回避・低減するため、P12. 13-23 及びそれ以降の頁に示す環境保全措置を講じる。

第 11 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

11.1 選定項目及びその選定理由

本事業に係る環境影響評価の項目については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日 建設省令第 10 号。以下「国交省令」という。）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日 建設省令第 19 号）、「長野県環境影響評価技術指針」（平成 10 年 9 月 28 日 長野県告示第 466 号）、「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第 714 号」（平成 25 年 3 月 国土技術政策総合研究所）及び「道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（平成 26 年度版）国土技術政策総合研究所資料第 842 号」（平成 27 年 3 月 国土技術政策総合研究所。以下「技術手法」という。）、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」（平成 28 年 10 月 長野県生活環境部。以下「県マニュアル」という。）を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定した。項目の選定の結果、環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等に係る項目とした。本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由を表 11. 2-1（P11-2）に示す。なお、長野県には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日 法律第 110 号）に基づく汚染状況重点調査地域はなく、事業実施に伴って放射性物質が相当程度の拡散・流出のおそれがないことから、放射線の量を環境影響評価の項目に選定していない。

11.2 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

選定した環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価を行う手法については、「国交省令」、「長野県環境影響評価技術指針」、「技術手法」、「県マニュアル」を参考に選定した。選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由を表 11. 2-2（P11-3～26）に示す。

表 11.3-1(2) 専門家による技術的助言

項目 (助言を受けた専門家の専門分野／所属機関)	助言の内容	専門家の助言を受けた 検討・反映結果
植物 (植物生態学、森林生物学、群生態学、森林植物学／教育機関)	固有の動物種と植物種が関連して生息生育している環境が存在していることから、調査予測評価に当たっては注意すること。	生態系では、植生図を基に現地調査結果より作成した生態系区分図から、動物種と植物種の関連を整理することによる予測評価を行った。 (第 12 章 12. 11 生態系)